

大分県報

平成三十一年
第三〇六六号
三月十二日

（火曜日）

目次

規則	大分県国民健康保険広域化等支援基金管理規則の廃止……………	一
企業局管理規程	大分県企業局公舎等貸付規程の一部改正……………	一
告示	大分県企業局職員住宅管理規程の一部改正……………	一
告示	青少年に有害な興行の指定……………	二
告示	青少年に有害な図書等の指定……………	二
告示	平成三十一年度臨時種畜検査に合格した種畜……………	三
告示	保安林の指定……………	三
告示	道路占用の制限……………	三
告示	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………	四
教育委員会告示	県指定有形文化財の指定……………	一八
告示	県指定史跡の指定……………	一八
訓令	臨時的使用職員の管理に関する規程の一部改正……………	一八
公告	情報公開条例運用状況……………	一九
公告	個人情報保護条例運用状況……………	二〇
公告	平成三十一年二級建築士試験及び木造建築士試験の実施……………	二二

規則

平成三十一年三月十二日

大分県国民健康保険広域化等支援基金管理規則を廃止する規則をここに公布する。

平成三十一年三月十二日

大分県知事 広瀬 勝貞

大分県規則第五号

大分県国民健康保険広域化等支援基金管理規則を廃止する規則

大分県国民健康保険広域化等支援基金管理規則（平成十五年大分県規則第二十四号）は、廃止する。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

企業局管理規程

大分県企業局公舎等貸付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月十二日

大分県企業局長 神 昭 雄

大分県企業局管理規程第一号

大分県企業局公舎等貸付規程の一部を改正する規程

大分県企業局公舎等貸付規程（昭和四十三年大分県企業局管理規程第十一号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中

氏名	性別	氏名

を

に改める。

附則

この規程は、公示の日から施行する。

大分県企業局職員住宅管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

大分県報（規則・企業局管理規程）

健全な育成を害するおそれがある。

大分県告示第百十二号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の規定による平成三十年度の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

平成三十一年三月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

種畜証明書番号	名前 (登録・登記番号)	品種	検査成績
平三十大分県臨一第一号	安白浦 (2017千大分黒6712)	黒毛和種	二級
平三十大分県臨一第二号	繁百合(浦広) (2017千大分黒6954)	黒毛和種	二級
平三十大分県臨一第三号	勇樹 (2017千受卵大黒9331)	黒毛和種	二級

大分県告示第百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成三十一年三月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 保安林の所在場所
国東市国見町赤根字落石二二八九番
- 二 指定の目的
水源の涵養
- 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに国東市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定により、次のように道路の占用を制限する区域を指定する。

その関係図面は、平成三十一年三月十二日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 占用を制限する区域 道路の種類及び路線名	区 域
一般国道二二二号	中津市三光西稜字市郎迫二二七三番三から 中津市三光田口字西荒田七三二番二まで
一般国道二一三号	豊後高田市白野字鵜泊四〇三番六から 豊後高田市白野字鵜泊四五四番五まで
一般国道三八七号	宇佐市院内町温見字六反田七七四番一から 宇佐市院内町温見字深田七七八番二まで
一般国道四四二号	豊後大野市朝地町朝地字寺田八八九番七から 豊後大野市朝地町坪泉字尾久保一二九番二地先まで 竹田市大字挾田字日久三〇三九番二地先から 竹田市大字会々字七里一四六五番二まで
一般国道五〇〇号	宇佐市安心院町六郎丸字六郎四七一番四から 宇佐市安心院町六郎丸字六郎四九一番四まで
県道中津高田線	宇佐市大字浜高家字浜筋通二四六番二から 宇佐市大字浜高家字山城三四五番二まで
県道山香院内線	宇佐市安心院町矢津字其田一一五番一地先から 宇佐市安心院町矢津字其田九五番地先まで

県道竹田犬飼線

豊後大野市朝地町朝地字寺田八八九番七から
豊後大野市朝地町下野字姉井迫八〇番二まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限を開始する期日

平成三十一年四月一日

大分県告示第百十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として、次のとおり指定する。

平成三十一年三月十二日

大分県知事 広瀬 貞

指定区域の名称	所在地	指定の区分	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	区域の表示	法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める事項	備考
日野浦川1	佐伯市 蒲江大 字丸市 尾浦	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり	（「別図」は、省略し、佐伯土木事務所に備えて縦覧に供する。）
日野浦川2	佐伯市 蒲江大 字丸市 尾浦	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり	
福網代川	佐伯市 蒲江大 字畑野 浦	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり	
落水川	佐伯市 蒲江大 字畑野 浦	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり	
釜ノ浦川	佐伯市 蒲江大 字畑野 浦	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり	
福網代川	佐伯市 蒲江大 字畑野 浦	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり	
山合川	佐伯市 蒲江大 字畑野 浦	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり	
高坊川	佐伯市 蒲江大 字畑野 浦	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり	
梶屋敷川	佐伯市 蒲江大 字畑野 浦	土砂災害警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり	
大向川	佐伯市 蒲江大 字楠本 浦	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり	

③ 福網代	② 福網代	③(B) 中津留	③(A) 中津留	上小倉	小松川	ヒゲス 谷川	上村川	下村川
浦 佐伯市 字 蒲江大 畑野	津浦 佐伯市 字 蒲江大 畑野	津浦 佐伯市 字 蒲江大 畑野	津浦 佐伯市 字 蒲江大 畑野	津浦 佐伯市 字 蒲江大 畑野				
区域 災害特別警戒								
壊 地の崩 急傾斜								
別図の とおり								
別図のとおり								
2号 波当津	4号(B) 波当津	4号(A) 波当津	波当津	3号 波当津	④ 福網代	④ 中津留	② 西河内	釜ノ浦
津浦 佐伯市 字 蒲江大 畑野	浦 佐伯市 字 蒲江大 畑野	浦 佐伯市 字 蒲江大 畑野	浦 佐伯市 字 蒲江大 畑野	浦 佐伯市 字 蒲江大 畑野				
区域 災害特別警戒								
壊 地の崩 急傾斜								
別図の とおり								
別図のとおり								

平成三十一年三月十二日

大分県報 (告示)

五

波当津 浦②	波当津 浦④	波当津 浦⑤	宮の脇 川(A)	宮の脇 川(B)	梶寄川 1	梶寄川 2	梶寄浦 川	殿上川
佐伯市 浦江大 津浦	佐伯市 浦江大 津浦	佐伯市 浦江大 津浦	佐伯市 鶴見大 浦	佐伯市 鶴見大 浦	佐伯市 鶴見大 浦	佐伯市 鶴見大 浦	佐伯市 鶴見大 浦	佐伯市 鶴見大 浦
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域							
急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
別図の とおり								
別図のとおり								
西の浦 川1	西の浦 川2	作網代 川	羽出浦 川1(A)	羽出浦 川1(B)	二又川	竹野浦 川1	宮ノ川	向ノ川
佐伯市 鶴見大 浦	佐伯市 大字津 野浦	佐伯市 大字津 野浦						
土砂災害警戒 区域	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域							
土石流								
別図の とおり								
別図のとおり								

②(A) 桑野浦	楠ノ浦 (B)	楠ノ浦 (A)	本小浦	神谷川	3 小浦川	(B) 小浦川	(A) 小浦川	竹野浦 川6
浦 字有明 鶴見大 佐伯市	浦 大字小 米水津 佐伯市	野浦 大字竹 米水津 佐伯市						
区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂						
壊 地の崩 急傾斜								
とおり 別図の								
別図のとおり		別図のとおり						
野崎 (A)	梅垣 (C)	梅垣 (B)	梅垣 (A)	二又 (D)	二又 (C)	二又 (B)	二又 (A)	②(B) 桑野浦
浦 字有明 鶴見大 佐伯市								
区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂								
壊 地の崩 急傾斜								
とおり 別図の								
別図のとおり								

平成三十一年三月十二日

大分県報 (告示)

作網代 ①(G)	西の浦 (A)	西の浦 (B)	中津浦 ①	中津浦 ②	年神川	河内川 2	河内川 第2	碓干川
佐伯市 鶴見大 字羽出 浦	佐伯市 鶴見大 字羽出 浦	佐伯市 鶴見大 字羽出 浦	佐伯市 鶴見大 字羽出 浦	佐伯市 鶴見大 字羽出 浦	佐伯市 大字戸 穴	佐伯市 大字戸 穴	佐伯市 大字戸 穴	佐伯市 大字二 栄
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域								
急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	急傾斜 地の崩 壊	土石流	土石流	土石流	土石流
別図の とおり								
別図のとおり								
古江川	柿の木 谷	内園川	池田川	出山川	柿ヶ谷 川	津井川 (A)	津井川 (B)	大久保 川
佐伯市 大字二 栄	佐伯市 大字二 栄	佐伯市 上浦大 津津井 浦						
土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土砂災害警戒 区域							
土石流								
別図の とおり								
別図のとおり								

平成三十一年三月十二日

大分県報 (告示)

	(B) 津井②	(A) 津井②	中園(C)	中園(B)	中園(A)	柿ヶ谷	地蔵の元(B)	地蔵の元(A)	津井①
	浦上佐 津浦伯 井津大市								
	区域 災害特別警戒								
	壊地の崩 急傾斜								
	別図の とおり								
	別図のとおり								
	(D) 津井⑥	(C) 津井⑥	(B) 津井⑥	(A) 津井⑥	(B) 津井⑤	(A) 津井⑤	(B) 津井④	(A) 津井④	津井③
	浦上佐 津浦伯 井津大市								
	区域 災害特別警戒								
	壊地の崩 急傾斜								
	別図の とおり								
	別図のとおり								

平成三十一年三月十二日

大分県報 (告示)

大越⑥	佐伯市 大字長 谷	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり	
辺田②	佐伯市 大字長 谷	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり	
新開①	佐伯市 大字長 谷	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり	
新開②	佐伯市 大字長 谷	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり	
轟①	佐伯市 大字長 谷	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり	
轟②	佐伯市 大字長 谷	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり	
新開③	佐伯市 大字長 谷	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり	
中大越⑤(A)	佐伯市 大字長 谷	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり	
中大越⑤(B)	佐伯市 大字長 谷	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり	
平成一十一年三月十二日						
栃原川①	竹田市 直入町 大字長 湯	土砂災害警戒 区域	土石流	別図の とおり		
日向塚 川	竹田市 直入町 大字長 湯	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	土石流	別図の とおり	別図のとおり	
宇土①	竹田市 大字穴 井迫	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり	
宇土④	竹田市 大字穴 井迫	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり	
宇土③	竹田市 大字穴 井迫	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり	
鬼ヶ城③(A)	竹田市 大字竹 田	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり	
鬼ヶ城③(B)	竹田市 大字竹 田	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり	
鬼ヶ城①	竹田市 大字竹 田	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり	
(「別図」は、 省略し、竹田土 木事務所に備え 置いて縦覧に供 する。)						

平成一十一年三月十二日

大分県報(告示)

(B) 漆迫⑦	(A) 漆迫⑦	(C) 漆迫⑥	(B) 漆迫⑥	(A) 漆迫⑥	漆迫⑤	漆迫④	漆迫③	漆迫②
山田 大字 竹田市	山田 大字 竹田市	山田 大字 竹田市	山田 大字 竹田市	山田 大字 竹田市	瀬 大字 竹田市	瀬 大字 竹田市	瀬 大字 竹田市	瀬 大字 竹田市
区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂
壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜
と 別図の とおり	と 別図の とおり	と 別図の とおり	と 別図の とおり	と 別図の とおり	と 別図の とおり	と 別図の とおり	と 別図の とおり	と 別図の とおり
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり
渡瀬③	(C) 渡瀬②	(B) 渡瀬②	(A) 渡瀬②	鶴原	(B) 漆迫⑧	(A) 漆迫⑧	(C) 漆迫⑦	
瀬 大字 竹田市	山田 大字 竹田市	田 字 向 山 大字 竹 瀬・竹 田市大	田 字 向 山 大字 竹 瀬・竹 田市大	ヶ 園 大字 竹 田市	瀬 大字 竹 田市	瀬 大字 竹 田市	山田 大字 竹 田市	
区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂	区域 災害特別警戒 土砂災害警戒 区域及び土砂	
壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	壊 地の崩 急傾斜	
と 別図の とおり	と 別図の とおり	と 別図の とおり	と 別図の とおり	と 別図の とおり	と 別図の とおり	と 別図の とおり	と 別図の とおり	
別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	別図のとおり	

平成三十一年三月十二日

大分県報 (告示)

⑤(C) 穴井迫	⑤(B) 穴井迫	⑤(A) 穴井迫	岩瀬②	①(C) 下矢倉	①(B) 下矢倉	①(A) 下矢倉	(B) 岩瀬①	(A) 岩瀬①
井迫 大字 竹田市	井迫 大字 竹田市	井迫 大字 竹田市	井迫 大字 竹田市	ケ園 大字 竹田市	ケ園 大字 竹田市	ケ園 大字 竹田市	瀬 大字 竹田市	瀬 大字 竹田市
区域 災害特別警戒								
壊 地の崩 急傾斜								
別図の とおり								
別図のとおり								

--	--	--	--	--	--	--	--	--

(A) 音羽③	音羽②	⑥ 下矢倉	⑤(B) 下矢倉	⑤(A) 下矢倉	④ 下矢倉	(B) 音羽①	(A) 音羽①	岩瀬③
ケ園 大字 竹田市	瀬 大字 竹田市							
区域 災害特別警戒								
壊 地の崩 急傾斜								
別図の とおり								
別図のとおり								

--	--	--	--	--	--	--	--	--

平成三十一年三月十二日

大分県報 (告示)

音羽③	竹田市 大字君 ヶ園	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
音羽③	竹田市 大字君 ヶ園	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
音羽③	竹田市 大字君 ヶ園	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり
音羽④	竹田市 大字 井迫	土砂災害警戒 区域及び土砂 災害特別警戒 区域	急傾斜 地の崩 壊	別図の とおり	別図のとおり

○教育委員会告示

大分県教育委員会告示第二号

大分県文化財保護条例（昭和三十年大分県条例第十二号）第四条第一項の規定により、次に掲げる文化財を県指定有形文化財に指定する。

平成三十一年三月十二日

大分県教育委員会

種別	名称	員数	時代	所在の場所	所有者
建造物	早田国東塔	一基	暦応二年	豊後高田市香々地字 早田四一二番地	國見文字
彫刻	木造金剛力士立像	二躯	室町時代	宇佐市大字南宇佐二 八五九番地	宇佐神宮
	城山薬師堂四面石仏	一件	室町時代	豊後高田市田染真木 字城山二一一番地	上真木地 区

大分県教育委員会告示第二号

大分県文化財保護条例（昭和三十年大分県条例第十二号）第三十五条第一項の規定により、次に掲げる文化財を県指定史跡に指定する。
平成三十一年三月十二日

大分県教育委員会

区分	名称	特記事項	所在地	所有者	
史跡	平田城跡	戦国時代から安土桃山時代の城郭	中津市耶馬溪町大字平田字城 一〇八七番、一〇八八番、一〇八九番、一〇九〇番、一〇九四番、一〇九五番、一〇九八番、一一〇一番、一一〇二番、一一〇三番、一一〇四番、一一〇五番、一一〇六番、一一〇七番、一一〇八番、一一〇九番、一一一〇番、一一一一番、一一一二番、一一一三番、一一一四番、一一一五番、一一一六番、一一一七番、一一一八番、一一一九番、一一二〇番、一一二一番、一一二二番、一一二三番、一一二四番、一一二五番、一一二六番、一一二七番、一一二八番、一一二九番、一一三〇番、一一三一番、一一三二番、一一三三番、一一三四番、一一三五番、一一三六番、一一三七番、一一三八番、一一三九番、一一四〇番	中津市耶馬溪町大字平田字城 一〇八七番、一〇八八番、一〇八九番、一〇九〇番、一〇九四番、一〇九五番、一〇九八番、一一〇一番、一一〇二番、一一〇三番、一一〇四番、一一〇五番、一一〇六番、一一〇七番、一一〇八番、一一〇九番、一一一〇番、一一一一番、一一一二番、一一一三番、一一一四番、一一一五番、一一一六番、一一一七番、一一一八番、一一一九番、一一二〇番、一一二一番、一一二二番、一一二三番、一一二四番、一一二五番、一一二六番、一一二七番、一一二八番、一一二九番、一一三〇番、一一三一番、一一三二番、一一三三番、一一三四番、一一三五番、一一三六番、一一三七番、一一三八番、一一三九番、一一四〇番	平田サツキ 重松光江 重松一輝 重松詠二 笹島捷枝 河野雅子 馬場百合子 笹島竜一 森和俊 眞玉一男 先尾義人 坂山篤子 坂山憲治 坂山悦子 中津市 財務省 西元良子 中山隆雄 毛利峯子 甲斐茂 瀬戸間靖介 浦廣美 中山和記 瀬戸間芳子 藤田朱美 三代悦子 瀬戸間和隆

○訓令甲

大分県訓令甲第一号

臨時的任用職員の管理に関する規程（昭和三十七年大分県訓令甲第十四号）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第十六条の二第二項中「十三の項及び十四の項」を「十二の項及び十三の項」に改める。
別表第一に次のように加える。

四 臨時的任用職員の親族が死亡した場合で、当該臨時的任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	正規職員の例により必要と認められる期間
---	---------------------

別表第二の十の項中「十三の項」を「十二の項」に改め、同表の十一の項中「十四の項」を「十三の項」に改め、同表中十二の項を削り、十三の項を十二の項とし、十四の項を十三の項とする。

第九号様式中「場合及び」を「場合、」と、「場合には」を「場合及び臨時的任用職員の親族が死亡した場合で当該臨時的任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるときには」に改め、「及び」を削る。

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

○ 公 告

大分県情報公開条例（平成十二年大分県条例第四十七号）第三十三条の規定により、平成二十九年における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成三十一年三月十二日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 情報公開窓口の利用状況

区 分	利用者数	相談案内件数
情報センター	九、三五八	八〇一

平成三十一年三月十二日

地区情報コーナー	六九三
合 計	一〇、〇五一
	九六四

二 公文書の公開請求者数の状況

公開請求者数	備 考
二九六	法人等を含む。

三 公文書の公開状況

1 対象公文書処理件数及び処理内訳

処理件数	処 理 内 訳	
	公 開	非公開
三、二二四	一、四一八	一
	一部公開	存否応答拒否
	一、六一〇	三
	公文書不存	一六八
	除 外	二
	取 下 げ	二二二

（単位 件）

2 対象公文書処理件数の実施機関別内訳

区 分	処理件数
知 事 会 事	二、一九二
議 事 会	六九
教 育 委 員 会	二三一
公 安 委 員 会	〇
警 察 本 部 長	六五五
選 挙 管 理 委 員 会	七〇
監 査 委 員 会	〇
人 事 委 員 会	〇
労 働 委 員 会	〇
収 用 委 員 会	〇
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	〇
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	〇
公 営 企 業 管 理 者	一
病 院 事 業 管 理 者	六

大分県報（訓令甲・公告）

公立大学法人大分県立看護科学大学	〇
公立大学法人大分県立芸術文化短期大学	〇
大分県住宅供給公社	〇
大分県土地開発公社	〇
合計	三、二二四

3 苦情の申出の状況

申出件数	備考
〇	

4 審査請求の状況

区分	件数	備考
審査請求件数	二	前年度からの継続一件
処理件数	一	一部認容一件

四 情報提供の状況

1 情報提供申出

区分	処理件数
情報センター	一、五四三
地区情報コーナー	五五三
警察本部窓口	一
合計	二、〇九六

2 行政資料

区分	閲覧	資料提供	貸出し	写し交付
情報センター	四、〇七九	一、四六九	一〇二	一、七六一
地区情報コーナー	七三	一	一	六〇三
警察本部窓口	一	一	一	一四
合計	四、一五二	一、四六九	一〇二	二、三七八

3 その他

(単位 件)

区分	インターネット情報	映像情報
情報センター	八〇	八

大分県個人情報保護条例（平成十三年大分県条例第四十五号）第三十六条の規定により、平成二十九年における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成三十一年三月十二日

大分県知事 広瀬 勝 貞

一 個人情報の開示請求の状況

1 書面による開示請求の件数及び処理状況

請求件数	処理		内 訳	
	開示	不開示	不存在	適用除外
一五六	七八	一三九	八	三
		〇		〇

(単位 件)

※ 請求のあった一事案を分割して複数の処分を行っているものがあるため、請求件数と処理状況の件数の計は一致しない。

開示請求件数の実施機関別内訳

区分	請求件数
知事	一五
議会	〇
教育委員会	七六
公安委員会	〇
警察本部長	五九
選挙管理委員会	〇
監査委員会	〇
人事委員会	五
労働委員会	〇
収用委員会	〇
海区漁業調整委員会	〇
内水面漁場管理委員会	〇

公 営 企 業 管 理 者	○
病 院 事 業 管 理 者	一
公立大学法人大分県立看護科学大学	○
公立大学法人大分県立芸術文化短期大学	○
合 計	一五六

2 口頭による開示請求（簡易開示）の状況

区 分	知 事	試 験 等 の 名 称	件 数
		職員採用選考	五
		准看護師試験	三
		毒物劇物取扱者試験	三
		登録販売者試験	二三
		クリーニング師試験	一
		製菓衛生師試験	一
		採石業務管理者試験	○
		県立工科短期大学校入学試験	一三
		職業能力開発校入校選考試験	二七
		技能検定試験	二
		職業訓練指導員試験	○
		農業機械士技能検定試験	○
		家畜人工授精講習会修業試験	○
		県立農業大学校入学試験	○
		狩猟免許試験	一二
		砂利採取業務主任者試験	○
教育委員会		大分県立高等学校入学者選考	四、一七六
		大分県立特別支援学校（高等部及び専攻科）入学者選考	八
		大分県立中学校入学者選考	一三九
警察本部長		警察官及び警察職員採用選考	○
		警備員指導教育責任者試験	○
		機械警備業務管理者試験	○

合 計	人事委員会	病院事業管理者	看 護 師	身 体 障 が い 者 を 対 象 と し た 職 員 採 用 選 考	職 員 採 用 選 考	警 察 官 B (女 性) 採 用 試 験	警 察 官 A (女 性) 採 用 試 験	警 察 官 B 採 用 試 験	警 察 官 A 採 用 試 験	職 員 採 用 医 療 免 許 資 格 職 試 験	職 員 採 用 初 級 試 験	職 員 採 用 中 級 試 験	職 員 採 用 上 級 試 験	停 止 処 分 者 講 習 に お け る 考 査 (短 期 ・ 中 期 ・ 長 期)	運 転 免 許 学 科 試 験	運 転 免 許 技 能 試 験	技 能 検 定 員 審 査	教 習 指 導 員 審 査	駐 車 監 視 員 資 格 者 認 定 考 査	駐 車 監 視 員 資 格 者 講 習 終 了 考 査	猟 銃 等 講 習 会 に お け る 考 査	
大分県公立大学法人職員採用試験																						
県立芸術文化短期大学専攻科入学試験																						
県立芸術文化短期大学推薦入学試験																						
県立芸術文化短期大学一般入学試験																						
県立看護科学大学一般選抜（前期日程、後期日程）試験																						
県立看護科学大学特別選抜（推薦、社会人）試験																						
県立看護科学大学大学院入学試験																						
助産師採用選考試験																						
看護師採用選考試験																						
看 護 師 (経 験 者) 採 用 選 考 試 験																						
職 員 採 用 選 考																						
身 体 障 が い 者 を 対 象 と し た 職 員 採 用 選 考																						
警 察 官 B (女 性) 採 用 試 験																						
警 察 官 A (女 性) 採 用 試 験																						
警 察 官 B 採 用 試 験																						
警 察 官 A 採 用 試 験																						
職 員 採 用 医 療 免 許 資 格 職 試 験																						
職 員 採 用 初 級 試 験																						
職 員 採 用 中 級 試 験																						
職 員 採 用 上 級 試 験																						
停 止 処 分 者 講 習 に お け る 考 査 (短 期 ・ 中 期 ・ 長 期)																						
運 転 免 許 学 科 試 験																						
運 転 免 許 技 能 試 験																						
技 能 検 定 員 審 査																						
教 習 指 導 員 審 査																						
駐 車 監 視 員 資 格 者 認 定 考 査																						
駐 車 監 視 員 資 格 者 講 習 終 了 考 査																						
猟 銃 等 講 習 会 に お け る 考 査																						
合 計																						

平成三十一年三月十二日

大分県報（公告）

一一一

二 個人情報訂正請求の状況

請求数	処理内訳	
	訂正	不訂正
○	—	—

三 個人情報利用停止等請求の状況

請求数	処理内訳	
	利用停止等	利用不停止等
○	—	—

四 苦情の申出の状況

申出件数	備考
○	—

五 審査請求の状況

区分	件数		備考
	審査請求件数	棄却一件	
処理件数	—	—	—

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、次のとおり平成三十一年二級建築士試験及び木造建築士試験を実施する。

平成三十一年三月十二日

大分県知事 広瀬 貞

一 試験の期日及び時間

1 学科の試験

- 二級建築士試験 平成三十一年七月七日（日）
- 木造建築士試験 平成三十一年七月二十八日（日）
- 午前十時から午後五時十分まで

2 設計製図の試験

- 二級建築士試験 平成三十一年九月十五日（日）
- 木造建築士試験 平成三十一年十月十三日（日）
- 午前十一時から午後四時まで

二 試験の場所

- 二級建築士
 - 学科の試験 大分職業訓練センター 大分市大字下宗方一〇三五―一
 - 設計製図の試験 日本文理大学 大分市一木一七二七
 - 木造建築士
- 学科の試験 大分商工会議所 大分市長浜町三一五―一九
- 設計製図の試験 大分県立芸術文化短期大学 大分市上野丘東一―一

三 受験申込手続

1 郵送による受験申込み

- (一) 受験申込受付期間 平成三十一年四月一日（月）から同月十五日（月）まで
- (二) 受験申込方法及び郵送
 - 次の宛先（締切日の消印があるものまで有効）に、必ず簡易書留で郵送すること。
 - 〒一〇二―〇〇九四 東京都千代田区紀尾井町三一六 紀尾井町パークビル
 - 公益財団法人建築技術教育普及センター 本部

2 インターネットによる受験申込み

平成十六年以降に二級・木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

(一) 受験申込受付期間及び受付時間

- 平成三十一年四月八日（月）から同月十五日（月）まで
- 受付開始日の午前十時から受付終了日の午後四時まで

(二) 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページにおいて、必要事項を入力し申し込むこと。

3 受付場所における受験申込み

- (一) 受験申込受付期間及び受付時間 平成三十一年四月十八日（木）から同月二十二日（月）まで（日曜日及び土曜日を含む。）
- 午前十時から午後五時まで

(二) 受験申込受付場所

大分市城崎町一丁目三番三十一号 富士火災大分ビル三階

公益社団法人大分県建築士会

(三) 受験申込方法

受験申込書は、「(二) 受験申込受付場所」に直接提出すること。

四 合格者の発表

平成三十一年十二月五日(木) (予定)

なお、学科の試験については、二級建築士試験は平成三十一年八月二十七日(火) (予定)、木造建築士試験は同年九月十日(火) (予定) に発表する。

五 その他

1 設計製図の試験の課題は、平成三十一年六月十二日(水) (予定) から公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<http://www.jaetc.or.jp/>) において公表する。

2 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

平成三十一年三月十二日

大分県報(公告)

一三二